

町道路上に張り出している樹木の伐採に関するお願い

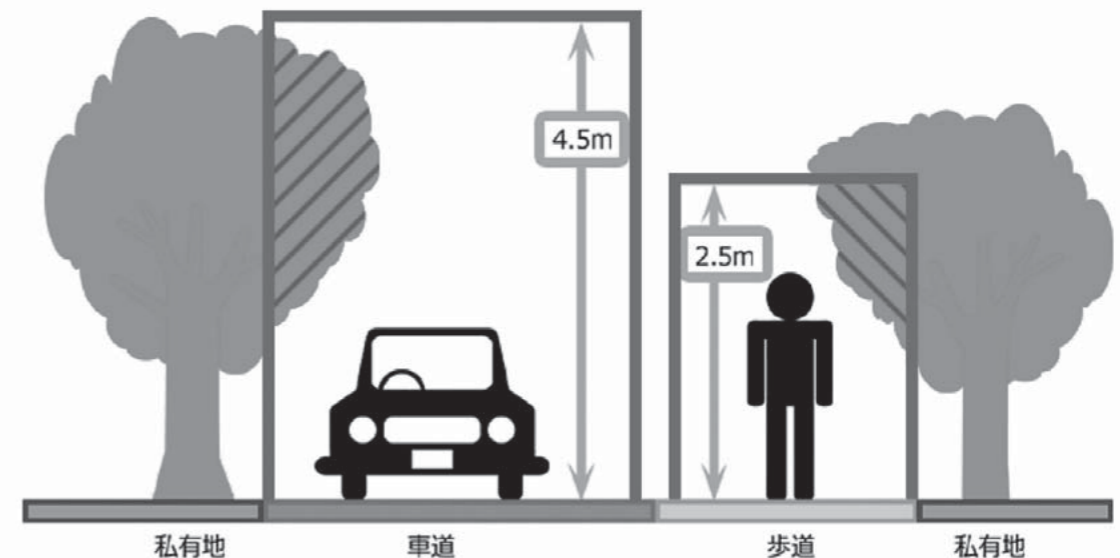
車道や歩道の一部で、庭木や生け垣、沿道の山林の樹木の張り出しにより、通行の妨げとなっている箇所が多く見受けられます。

樹木等が道路上に張り出し覆いかぶさると、通行しづらだけでなく、道路標識やカーブミラーなどが見えづらくなり、交通事故の原因にもなりかねません。

道路には、歩行者や車両が安全に通行できるように「建築限界」が定められています。

「建築限界」とは、電柱や樹木等がはみ出してはいけない道路上の空間のことを指します。

車道部分は、高さ4.5m、歩道の場合は高さ2.5m。この空間に樹木がはみ出している場合は、建築限界を犯している可能性があります。



張り出した樹木の枝の落下や倒木により通行車両が損傷する事故等が発生した場合は、[法律により所有者が賠償責任を問われることもあります。](#)

私有地から道路上に張り出している樹木等は土地所有者に所有権があり、緊急の場合を除き、[町が無断で伐採することはできません。](#)

[所有者において、定期的に伐採・枝払い等を行うなど適切に管理を行っていただきますようお願いいたします。](#)

＜伐採等の作業における注意点＞

- ◎ 電線や電話線がある箇所の伐採作業については、危険が伴う場合がありますので、九州電力またはN T Tに事前にご相談ください。
- ◎ 伐採作業時は、通行車両や歩行者の安全確保と立木からの転落に注意して作業を行ってください。

＜緊急の場合等における対応＞

- ◎ 倒木が道路を塞いでいる場合や緊急の場合は、予告なく町で伐採する場合があります。この場合は、伐採した木は町で処理せず、交通の邪魔にならないように道路脇に寄せて置く等の対応を行う場合がありますので、地権者の方で速やかに撤去をお願いいたします。

問合せ先 建設課 ☎ 72-1145

わたしたちの人権

177

誰もが人間として生きていくうえで
侵すことのできない当然の権利
これが『人権』です

○山都町PTA連絡協議会研修会

10月23日(水) 矢部保健福祉センター千寿苑において山都町PTA連絡協議会研修会が開催されました。

今回の研修会は、福岡県糸島市在住のシンガーソングライターmonさんをお迎えし、「生まれてきてくれて、ありがとう」をテーマとして、トーク&コンサート形式で行われました。

monさんの飾らない語り口と心に響く素晴らしい歌声に子育て世代の参加者は次第に引き込まれ、会場全体がmonさんの優しさに包まれた空間となりました。

参加者の感想 (一部抜粋)

○声に透明感があってステキでした。話も楽しくて、共感できる所もありました。子どもとの今を積み重ねて大切にしていきたいです。

○子どもにとっての居場所を作ってあげる事の大切さを感じました。子ども達と過ごせる時間を大事にしていこうと思います。

○涙が出て大変でした。子ども、家族、色々な事が頭の中にとくさん思い浮かびました。

○トークでは子ども達の心を知り、歌ではすべてを包み込む愛情を感じ、本当に心が洗われる研修会でした。

○子どもと過ごす時間、「今」を大切にしようと思いました。



monさん



会場の様子

差別のない、いじめのない、明るい町づくりを推進するため、次の日程で山都町「人権を考える町民の集い」を開催いたします。多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

○日 時 12月10日(火) 開会 18:00～

○場 所 山都町矢部保健福祉センター「千寿苑」

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間について

熊本地方法務局では、次のとおり「女性の人権ホットライン」強化週間が実施されます。
記

1 実施日時等

- (1) 実施期間：11月18日(月)～11月24日(日)までの7日間
- (2) 受付時間：ア 11月18日(月)～11月22日(金) 午前8時30分～午後7時まで
イ 11月23日(土)及び同月24日(日) 午前10時～午後5時まで

2 実施方法

- (1) 電話相談：「女性の人権ホットライン」専用相談電話 0570-070(ゼロナナゼロ)-810(ハートライン)
- (2) 相談担当者：人権擁護委員・法務局職員
- (3) 相談内容：夫・パートナーからの暴力(DV)、ストーカー行為による被害、職場等におけるセクシャル・ハラスメント等女性をめぐる様々な人権問題。
- (4) その他：相談内容についての秘密は厳守します。
なお、熊本地方法務局では、常時、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで、同じ専用相談電話で相談に応じています。

3 問合せ先：熊本地方法務局人権擁護課

電話096-364-2145 (内線414, 担当：渡辺)